

# APEC アーキテクト日本・ニュージーランド

## 二国間相互受入れ覚書の締結について

平成 21 年 7 月 27 日

日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会

7 月 14 日付で、日本・ニュージーランド間のアーキテクト資格の相互受入れに関する覚書、「APEC アーキテクト日本・ニュージーランド二国間相互受入れ覚書」が締結\*されました。

この覚書は、日本、ニュージーランドを含む 14 カ国が参画している「APEC アーキテクト・プロジェクト」の一環として日本が締結する二番目の相互受入れ覚書等となります（昨年、オーストラリアと日本との間で締結したものが最初）。

今回の覚書締結により、今後、日本とニュージーランド両国の APEC アーキテクトが、相手国のアーキテクト（日本においては建築士）資格を取得し、登録を行うための審査等が合理化されることとなります。

\*署名者

日本側：国土交通省 和泉洋人 住宅局長、日本 APEC アーキテクト・モニタリング委員会 榎 文彦 委員長  
ニュージーランド側：ニュージーランド登録アーキテクト委員会（NZRAB）及びニュージーランド APEC アーキテクト・モニタリング委員会 ロン ビネンバーク 会長、ゴードン・ホールデン 理事

- **APEC アーキテクト・プロジェクト**は、一定の資格実務経験等を有するアーキテクトに対し、APEC 域内での共通の称号を与え、その登録を統一的な基準のもとに行うものです。APEC 域内でのアーキテクトの流動化を促進し、アーキテクトの国際的な活躍を支援することを目的としています。
- APEC アーキテクト・プロジェクト参加国は、資格相互受入れのための二国間協議を行い、**覚書等の締結に至った国の間で、資格相互受入れが実際に行われること**となります。（両国の APEC アーキテクトは通常の試験等と異なり、合理化された審査手順により相手国でのアーキテクト資格取得・登録等を行うこととなります。）
- **日本における「APEC アーキテクト」登録の条件**は、「大学卒業またはこれと同等以上の学歴を有すること」、「一級建築士であること」、「資格取得前および取得後において一定の実務経験を有すること」となっています。日本では 2005（平成 17 年）から当モニタリング委員会において審査・登録を開始しており、現在 415 名が登録しています。
- 今回の覚書の締結により、日本の APEC アーキテクトは、ニュージーランドに特有の技術的事項、法的事項について行われる**面接審査に通れば**、通常の試験を受けることなく、ニュージーランド国内において、アーキテクトとして登録することが可能となります。

問合せ先

日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会 事務局  
(財) 建築技術教育普及センター 企画部 国際課長 森 正志 向野 亜希子  
代表 03-5524-3105

# APECアーキテクト・プロジェクト

## 1 目的等

APEC アーキテクト・プロジェクトは、実務経験などについて一定レベル以上にあると認められるアーキテクトに対し、APEC 域内での共通の称号を与え、その登録を統一的に行う事業であり、APEC 域内でのアーキテクトの流動化を促進し、アーキテクトの国際的な活躍を支援することを目的としている。

APEC アーキテクトとして登録を受けた者は、アーキテクトとしての能力が他のエコノミーの同アーキテクトと実質的に同等であることが証明され、APEC 域内共通の APEC アーキテクトという称号を国の内外で用いることが可能となる。さらに、各国間の協定締結後は、他のエコノミーにおける資格取得について、通常日本の建築士に対して課せられる資格試験等の一部が免除され、資格取得が容易になる。

2005年9月19日以降、各エコノミーにおいて順次 APEC アーキテクトの登録が開始されている。

## 2 APEC アーキテクトの要件

大学の建築課程の修了	大学レベルの4年以上の建築課程を修了していること、又は同等の者と認められていること
登録/免許前の実務経験	登録/免許前に合計2年間の実務経験を有していること等
アーキテクトとしての登録/免許	それぞれの国又は地域でアーキテクトとして登録又は免許付与されていること
登録/免許後の実務経験	資格取得後7年以上の実務経験を有していること うち、複雑な建築物の設計等について専門家としての責任を有するアーキテクトとしての実務経験が3年以上であること

さらに、次の項目に同意する必要がある。

・自国及び実務を行う相手エコノミーの専門家の行動規範を遵守すること。

また、APEC アーキテクトであり続けるためには、次の要件を満たす必要がある。

・継続的な専門能力開発 (CPD 等) を満足すべきレベルで実施していること。

## 3 APEC アーキテクト・プロジェクト参加 14 エコノミーの登録状況

◎ APEC アーキテクト・プロジェクト参加国(エコノミー)と各国の APEC アーキテクト登録状況(平成 21 年(2009 年)3 月時点)\*各国モニタリング委員会のウェブサイト等による

参加国(エコノミー)	APEC アーキテクト登録数	参加国(エコノミー)	APEC アーキテクト登録数
オーストラリア	12	メキシコ	4
カナダ	2	ニュージーランド	3
中国	77	フィリピン	—
香港	36	シンガポール	—
日本	415	台湾	—
韓国	261	タイ	—
マレーシア	8	アメリカ合衆国	36
合計		854	

#### 4 日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会について

日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会とは、関係 4 省庁（法務省、外務省、文部科学省、国土交通省）の申し合わせにより設置された委員会であり、APEC アーキテクト中央評議会での対処方針や、APEC アーキテクト登録者の決定等を行う。平成 21 年 7 月現在の構成は以下の通りである。

委員長	榎 文彦	元東京大学工学部建築学科教授 榎楨総合計画事務所代表取締役
委員	渡邊 定夫	東京大学名誉教授
委員	藤本 昌也	(社)日本建築士会連合会 会長
委員	三栖 邦博	(社)日本建築士事務所協会連合会 会長
委員	出江 寛	(社)日本建築家協会 会長
委員	山内 隆司	(社)建築業協会 会長
委員	佐藤 滋	(社)日本建築学会 会長
委員	浅野 宏	(財)建築技術教育普及センター 理事長